

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

◆ 広島労働安全衛生センター第24回定期総会開催

労働現場でのセンターの重要性増す！

◆ 高熱作業と健康管理について

◆ 「不服審査会」不支給決定を追認するのみ

建前は中立、本音は結論ありき

◆ 編集後記

事務局会計担当者が交代しました。

2013年 8月 1日

第219号

広島労働安全衛生センター

広島労働安全衛生センター第24回定期総会開催

労働現場でのセンターの重要性増す！

先般、広島労働安全衛生センターは6月14日、第24回定期総会を南区松川町の段原集会所において18時より開催された。

総会は、総会次第に沿って司会者あいさつ、議長選出後、センターを代表して友和クリニック宇土医師が挨拶を行った。宇土医師は近年の労働現場を大変憂慮していることを訴えられた。とりわけ介護職場では過酷で腰痛が多発することを強調。2点目は友和クリニックに精神疾患を訴える患者が急増していること。これらの原因は長時間労働に加え、職場内での抑圧（パワハラ）が横行していることを指摘された。

次に、来賓挨拶としてセンターの顧問でもある広島市議会の松坂議員の挨拶を受けた。議員はこの夏の参議院選挙を焦点に、安倍政権は参議院での過半数獲得にむけて憲法改正、原発、TPPの争点をぼかし、姑息な選挙を行おうとしていることを暴露された。

その後、議案の審議に入った。活動・会計報告、会計監査報告、活動方針提案、会計予算提案について承認を受けることができた。

今総会の特筆すべき点は、活動報告にある「4、印刷工場で鉄柱に頭を強打し脳に後遺障害」のFさんの事案が昨年、監督署の段階で労災不支給の決定を受けたため、現在、不服審査会に意見書を提出していたが、6月28日審査会より「監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない」との理由で監督署の決定を追認する通知を受けた。今後は再審査請求と同時に裁判の場で争うことを検討しなければならない。

続いて、人事面では今総会で中村事務局員が退任され、その後任として横山法子さんを事務局会議では受け入れることを了承し、総会場で提案し満場一致で了承が得られた。

総会は成功裏のうちに終了し、引き続き総会の第2部は記念講演の講師として松坂市会議員が「今日の労働問題」と称して講演を行った。

講演は、最初に安倍政権によって経済傾向が上向いていることによって高い支持率を得ているが、労働現場では深刻な問題が山積していることが指摘された。中でも非正規労働者の問題は何ら解決されておらず、一層深刻な問題が派生していること。資本の側は労働現場での労使紛争を封じ込める政策として「限定契約正社員」や「金銭解雇」などが画策されている中で、松坂議員は「限定契約正社員」について詳しく資料を交えて講演された。

「限定契約正社員」とは、職種に限定して正社員として採用されるが、その職種が企業にとって必要となくなった場合「自由に解雇」でき不当解雇は成立しない契約となっている。

講演後、最近の新聞報道で「心の病で労災 10年で5倍」に増加、「病気休職後、4割近く退職」といった記事を目にした。こうした事から言えることは、労働組合が弱体化している今日、政府と資本の側は労働者を徹底的に抑圧し無権利状態に押し込めようとする

る意図が十分にうかがえるし、その一方で私たちセンターの活動の重要性が増して来ていることを痛感している。

高熱作業と健康管理について

今年も例年に引けを取らない猛暑が続いている。原因は梅雨明けが20日も早かったことにある。

安全センターはこの時期、毎年『ワーク&ヘルス』を通じて「熱中症」に関する記事を掲載している。今号は産業医の宇土医師が「高熱作業と健康管理」というテーマで講演を行っている。その一部を割愛し安全センターは、宇土医師の了解を得たうえで報告させていただく。この講演内容は、高熱作業に限定したものではなく市民生活にも通じている。

最初に、どのような環境変化が起こった場合「熱中症」が起きるのが指摘されている。「人体が最も効率的に機能するのは、体温が36度前後の条件である。これをはずれると直ちに代謝活動に異常を来たすようになる。

そのため、人体は体温を一定に保つ機能を備えている。体温が上昇すると皮膚の血管が拡張し血流量が増加し皮膚温度をたかめ放熱や発汗による蒸発熱により体温を下げる働きをする。体温が低下すると、皮膚の血流が低下し、また立毛により発汗を抑制し放熱をおさえる。また、筋の振戦運動により体熱の産生を高める作用をする。

このような体温調節機能をこえて温熱条件が作用した場合、生体影響として「熱中症」がおこる。「熱中症」には次の4つの病型を生じる。

日射病、熱射病

炎天下での作業による発汗に必要な水分が欠乏した場合に生じる。発汗が停止し、皮膚が乾燥し、体温が40度を超え意識を失う。

熱痙攣

暑熱作業で、塩分の補給をせずに水分のみを摂取した場合に生じる。塩分の欠乏のために、四肢の痙攣を来たす。意識の消失はない。体温は上昇しない。0.2%の薄い塩分の摂取により速やかに改善する。

熱虚脱

循環機能不良な者が暑熱作業をした場合に生じる。脳貧血によるショックである。保温し、循環状態を改善する措置をとる。

熱疲労

一種の夏ばての状態である。暑熱作業に慣れていない者が夏期に急に作業すると、水分の取り過ぎにより胃腸をこわしたり、ビタミンB1、Cの欠乏により慢性の疲労状態におちいる。

以上の事から対策としては、長時間労働を避け、休憩時間と休憩場所の冷房の確保、体調管理面でいえばこの時期、塩分の摂取のチェックと血圧による塩分制限。また、冷たい食事よりも熱い食事。こうして体調不良、寝不足、下痢などを防ぐことが可能になる。

「不服審査会」不支給決定を追認するのみ

建前は中立、本音は結論ありき

広島労働局・労働者災害補償保険審査会（以下、不服審査会と呼ぶ）は6月28日、Fさんの不服審査請求を「監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない」として棄却した。

Fさんの主治医である宇土医師と安全センターは、この事案を『ワーク&ヘルス』202号、203号、議案書（意見書）にて取り上げてきた。（詳しくはこれらを参照してください）

Fさんの事案の経緯を簡単に要約すると、10年前、印刷工場で仕事に足を滑らし、鉄柱に頭を強打する事故に遭い、それが原因で「脳の外傷性によるてんかん症」として広島北労働基準監督署に労災申請を行った。しかし、監督署は不支給決定の理由として「IクリニックでのMRIの撮像に検出されなかったものが、半年後の健康管理・増進センターのMRIの撮像には微小出血が検出されたことは、その間の自然発症によるものである」と「脳に微小出血は認めるが外傷性による脳損傷が見られない」と断定し、この2点の理由を根拠に広島北労働基準監督署は、昨年3月Fさんへ「不支給決定」を行った。

7月12日安全センター事務局は、Fさんご本人と事務局員4人で不服審査会に不支給決定支持の理由説明をもとめて労働局に赴いた。

この事案を担当した審査官のA氏は、今年の4月に不服審査会に新任として着任され前任者のM氏からこの事案を引き継いだ。説明の場では事案の処理にあたったこの経緯と感想が述べられた。

誠実さに欠ける説明の場

私たちは、A氏に前任者からの「引き継ぎ事項」と、A氏自身が調査の段階で「引き継ぎ事項」をどのような方法で確認されたのかを問いただした。2点目は、事件プリント（以下、『決定書』と呼ぶ）に述べられている労災局医の意見書について説明を求めた。

これに対してA氏は、誠実に対応することなく『決定書』に書かれている内容を説明するのみであった。

私たちの主張は次のようなものである。「精度の高い機種と同じ条件でMRIを撮像したのであれば、監督署が主張する「自然発症」が成立する」しかし、MRI技師の証言によると「磁場の強さ(テスラ)が高ければ微小出血でも発見できる。医師会の機種は1, 5テスラを使用。0, 5テスラ以下であれば小さな出血は写らない。ソフトの使用についても医師会の機種は最新鋭を使用している」これに比較して、IクリニックのMRIの機種は0, 2テスラを使用しており医師会の機種の7分の1であることが判明した。

したがって、IクリニックのMRIは0, 2テスラの機種を使用しているためMRI撮像に

写らないのは当然であり、監督署が主張する「自然発症」は成立しない。労災局医が述べているIクリニックから健康管理・増進センターの「この6カ月間に発症した可能性は否定できない」と主張しているが、実際は、Iクリニックの段階ですでに微小出血は存在していた。と、このように理解するのが自然である。

労災局医の主張鵜呑みするのみ

この主張に対して『決定書』には、真剣に取り上げられた形跡は微塵もなく「MRIの画質は、健康管理・増進センターと比較すると若干劣ってはいるが、外傷性てんかんの原因となる病巣が存在するか否かを判断する目的には充分であり、全く問題ない」として切り捨てている。

少なくとも労災局医は、医師の資格を取得しているのだから、医学的・化学的根拠を持って「何が判断する目的に充分なのか、何が全く問題ない」のかを述べるべきである。でなければ、医者言うことに素人は口をはさむなと言わんばかりの上から目線の主張でしかない。しかも、この主張を審査会は疑問を持つことなく労災局医の意見書を採用するといった姿勢は、最初から「結論ありき」といった不信感を持たざるを得ない。

不信感がうっ積

A氏は説明の場で「私たち審査会は中立的な立場で判断していますから」との主張に対して、私たちは「審査会が中立であるならば、双方の主張に大きな開きがあるのにも拘らず、何故こんな結論に至るのか理解に苦しむ。審査会は双方の主張を公の場で議論を設けることが中立を保つことではないのか」との追及を受け、A氏はたじたじとなり再審査請求を主張するのみであった。

説明の場が終了後事務局の感想として、審査会に期待はしてはいなかったが私たちの「意見書」をどのような論理で否定するのかに興味があった。しかし、あの「決定書」は監督署が行った不支給決定と何ら変わりがない。まさに慇懃無礼を痛切に感じた「決定書」であり説明の場であった。

最後に

今後は東京での再審査会の場で争うことになる。その結果次第では訴訟にも発展する可能性は十分にある。但し、裁判となればそれに係る資金が求められると同時に、長期間の争いを覚悟しなければならない。その決意が固められるかが問われてくる。

編集後記

事務局会計担当者が交替しました。

この度第24回定期総会で前任の中村裕一事務局員が退任され、それに引き続き、広島労働安全衛生センターの会計を担当させていただくことになりました社会保険労務士の横山法子と申します。奈良県内の自治体職員として二十余年にわたって働く中で頸肩腕障害を発症し、長い療養生活の最後に辿り着いた友和クリニックの宇土先生より今回のお話をいただきました。

私が社会保険労務士資格を取得したのも、もちろん実体験としての労災職業病に対する憤りからですが、それがめぐりめぐって広島労働安全衛生センターにつながったご縁の不思議を思わずにはられません。

広島に住んで1年余りと、まだまだ地域の事情はわかりませんが、私自身熱烈な広島のファンということもあり、皆様とともに運動を発展させてまいりたい覚悟でおります。二十年以上の歴史をもつ広島労働安全衛生センターの活動の蓄積を、若い世代にも引き継ぎ、その礎のうえに、時代に即したあり方を模索する中で必要とする人たちに救済の手を差しのべたいと願っていますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことのできる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

◆ 会費 (月)

◆ 個人 1口 400円

団体 1口 2000円 [尚、会費は本誌購読料を含みます]

ホーム・ページはこちら

hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp

<http://www.10.ocn.jp/~hicenter/>